

東京大学工事請負契約要領

平成16年 4月 1日 制定
施設部長
平成20年12月15日一部改正
平成21年12月 1日一部改正
平成22年 4月 1日一部改正
平成23年 7月 1日一部改正
令和 元年12月 1日一部改正
令和 2年10月 1日一部改正
令和 5年 4月 1日一部改正

東京大学工事請負契約要領

目 次

- 第1章 総則（第1条～第15条）
- 第2章 工事請負契約（第16条～第20条）
- 第3章 雑則（第21条、第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東京大学において発注する工事契約については、東京大学会計規程（平成16年東大規則第8号。以下「会計規程」という。）、及び東京大学契約事務取扱規程（平成16年東大規則第176号。以下「契約事務取扱規程」という。）その他の規程、規則又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において「契約担当者」とは、会計規程第16条第2項に規定する契約事務の委任を受けた者をいう。

2 この要領において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

3 この要領において「電子情報処理組織」とは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。

(入札保証金の納付等の明示)

第3条 契約担当者は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納付すべきものであること及び当該入札保証金は契約の相手方（会計規程第19条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取りかわしをしないときは、東京大学に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において、同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と、「当該公告」とあるのは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。

(入札保証金の納付手続き)

第4条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が次項に規定するものである場合を除く。）を納付させるときは、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込ませなくてはならない。また振り込みを行った証として、入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に振り込みを証明する書類を添付して、出納責任者に提出させなければならない。

2 契約担当者は、入札保証金として納付させる担保が、銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を、契約担当者に提出させなければならない。

(入札保証金等の還付)

第5条 契約担当者は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納付させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付しなければならない。

(競争執行の日時及び場所)

第6条 契約担当者は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

(入札の執行)

第7条 契約担当者は、競争入札を執行しようとする場合は、契約事務取扱規程第13条各号に掲げる事項を記載し、又は記録した入札書を提出させなければならない。
なお、同条第三号及び第四号については、電子署名とすることができる。

- 2 契約担当者は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。
- 3 契約担当者は、競争加入者に電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させるときは、前項の規定にかかわらず、当該入札書その内容が認知できない方法により、入札執行の場所に提出させなければならない。

（無効の入札書）

第8条 契約担当者は、入札書で契約事務取扱規程第20条各号に該当するものは、これを無効のものとして処理しなければならない。

なお、契約事務取扱規程第13条各号の事項、及び同規則第20条第五号及び第六号に係る事項について、電子情報処理組織を使用する方法により入札書を提出させる場合、記録のない入札書についても無効のものとして処理する。

（落札者の決定）

第9条 予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、会計規程第19条第3項により、契約担当者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の基準等）

第10条 契約担当者は、予定価格が二千万円を超える工事についての請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。

- 一 競争入札ごとに予定価格の十分の七・五から十分の九・二までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当者が定める割合を乗じて得た額の合計額を下回る入札価格であった場合
- 二 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに十分の七・五から十分の九・二までの範囲内で、契約担当者が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下回る入札価格であった場合

第11条 契約担当者は、予定価格が二千万円を超える工事についての請負契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

- 一 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事の請負の入札時の価格より低廉なこと。

- 二 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者が他の工事の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
 - 三 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること
 - 四 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であって、当該工事に係る器材を転用することができること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が認める特別の理由があること。
- 2 契約担当者は、前項各号の一に該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

第 1 2 条 契約担当者は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約事務取扱規程第 3 8 条により、契約の相手方として決定した日から 1 0 日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間) に、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、及び第 3 項の規定により契約保証金(その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。) の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

ただし、次の各号による場合は契約書の作成を省略できることとし、その場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面(以下「請書等」という。) を徴するものとする。

- 一 別途定める資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が五百万円を超えないものとするとき。
 - 二 第一号に規定するもの以外の随意契約について契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 契約担当者は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき、又は契約保証金を納付させるときは、速やかに、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。
- 3 契約保証金の徴収を省略できる場合とは、次の各号による。
- 一 他の規程に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき
 - 二 その他契約担当者が認める場合

(契約保証金の納付手続き)

第 1 3 条 契約担当者は、契約の相手方に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付させるときは、次の各号により、当該各号に定める手続きをさせなければならない。

- 一 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を本学が指定する金融機関に振り込ませなくてはならない。また振り込みを行った証として、契約保証金納付書に振り込みを証明する書類を添付して、提出させること。
 - 二 契約保証金として納付させる担保が第 2 項の規定による金融機関若しくは保証事業会社の保証であるときは、当該保証を証する書面を契約担当者に提出させること。
- 2 契約担当者が契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げる

ものとする。

- 一 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）（以下「金融機関」という。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）（以下「保証事業会社」という。）の保証

（履行保証保険契約）

第14条 契約担当者は、契約の相手方が保険会社との間に東京大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

（公共工事履行保証証券）

第15条 契約担当者は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

第2章 工事請負契約

（工事請負契約基準）

第16条 契約担当者は、工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第1号の工事請負契約基準（以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- 2 契約担当者は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（工事費内訳明細書及び工程表）

第17条 契約担当者は、工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から10日以内に、受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、契約担当者が必要と認めない場合は、この限りでない。

（工事既済部分価格内訳書）

第18条 契約担当者は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ、受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

（天災等による損害負担の場合の文部科学大臣の承認）

第19条 契約担当者は、工事請負契約基準第30第4項により、天災その他の不可抗力により、請負の目的物又は工事の既済部分が滅失毀損し生じた損害を負担することとしようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の承認を受けようとするときは、損害を負担しようとする理由、負担しようとする金額その他必要な事項を記載した承認申請書に係る書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の申請書の提出があったときは、当該損害が受注者に重大な影響を及ぼすものであるかどうかその他諸般の事情を検討し、必要があるものと認めるときは、当該損害を負担することについて、これを承認するものとする。

(公共工事の請負代金の前金払の制限)

第20条 契約担当者は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要又は東京大学に有利であると認められる場合の外、前金払をすることができない。

2 契約担当者は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

第3章 雑則

(署名)

第21条 この要領により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(施行上必要な事項の定め)

第22条 この要領の施行上必要な事項は、必要に応じて、東京大学施設部長が定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年12月15日に一部改正する。

この要領は、平成21年12月1日に一部改正する。

この要領は、平成22年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成23年7月1日に一部改正する。

この要領は、令和元年12月1日に一部改正する。

この要領は、令和2年10月1日に一部改正する。

この要領は、令和5年4月1日に一部改正する。